

## 議 事 録

期 \_\_\_\_\_ 日 平成30年5月29日 午前9時30分～

場 \_\_\_\_\_ 所 高千穂町役場 大会議室

出席委員 原田文男 甲斐謙二 福嶋信二 市野辰廣  
安在昭則 佐藤公也 佐藤恒和 佐藤春男  
福原良治 佐藤收喜 須藤邦生 竹次民生  
松川智年 甲斐泰郎  
藤本道廣 尾賀徳光 坂本安則 甲斐正廣  
興梠香月 甲斐 誠 甲斐雅通 佐藤政信  
佐藤 眞 土持陽宏 田上孝生 内倉眞澄  
佐藤則行 佐藤弘文

欠席委員 興梠達彦 林 順善

事務局 甲斐順久 児嶋尚徳

### 議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
- 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
- 4 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

## ・開会

### ・会長あいさつ

### ・議事録署名人指名

5. 佐藤收喜委員 6. 佐藤恒和委員

### ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

#### 議案第1号-1

(事務局説明) 議案1号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 譲渡人は現在町外在住であり、実家には母親が住んでいたが、亡くなって空き家になっている。譲受人は畜産農家である。今回の売買価格は畑に隣接する山林と合わせての金額になっています。

(議長) ありがとうございます。それでは1号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 譲受人は以前からこちらを耕作していたのですか？

(担当委員) 数年前は別の農事組合法人が耕作していましたので、畑としては荒れてはいません。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

### ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請

#### 議案第3号-1

(事務局説明) 議案第3号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。  
違反転用による追認申請である旨も説明。

(担当委員説明) 該当農地の現地確認をしたところ車も停まっており、既に駐車場になっていました。以前から駐車場として使われていたようですが、周辺の農地への影響はないようです。

(議長) それでは3号-1につきまして質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第3号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

#### 議案第3号-2

(事務局説明) 議案第3号-2について土地の表示、賃貸人・賃借人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 宮崎県発注の道路改良工事に関連して施工業者が現場事務所を設置する為の一時転用の申請です。

(議長) それでは3号-2につきまして質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第3号-2について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

#### 議案第3号-3

(事務局説明) 議案第3号-3について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 先々月の総会に第3条として申請がなされ、取下げになった案件です。近辺も譲受人が造成しているところもあるとのことで今回農地法第5条として宅地分譲の為の造成の申請となりました。(場所について詳細説明)

(議長) それでは3号-3につきまして質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第3号-3について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

#### 議案第3号-4

(事務局説明) 議案第3号-4について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 譲受人は親と一緒に生活しているが、土地を購入し、家を建てることとなり

ました。今は荒地ですが、去年までは道路を挟んで向かいの家の方が菜園にしていました。しかしその方も亡くなりました。

(議長) それでは3号-4につきまして質疑をお受けします。

(事務局) この件について補足説明をします。現場写真の奥に倉庫が映っているかと思いますが、こちらは敷地内でありますので一部違反転用となります。当事者より始末書を添付してもらわなければならないケースとなります。

(委員) 都市計画区域なら建ててもいいのではないのですか？

(事務局) 都市計画区域の中でも市街化区域であれば届出のみで足りるようですが、高千穂町内に都市計画区域があっても市街化区域はないとのこと。

(議長) 他に質問がないようですので議案第3号-4について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

#### ・議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

##### 議案第5号-1

(事務局説明) 議案第5号-1について土地の表示、賃貸人・賃借人、住所・氏名・法令等説明。  
中間管理機構を利用した使用貸借による利用権設定

(担当委員説明) (所在地を確認した上で) 今回申請地は非常に使いやすそうな農地です。機構を通しての借受者にとっても使いやすい農地です。

(議長) ありがとうございます。それでは5号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 以前から機構借受予定者が耕作をしていたのですか？

(担当委員) はい、昨年度は当事者同士で所有権の移転もあり、総会にて協議しています。

(議長) 他に質問がないようですので議案第5号-1についてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

## 議案第 5 号－ 2

(事務局説明) 議案第 5 号－ 2 について土地の表示、貸貸人・賃借人、住所・氏名・法令等説明。  
中間管理機構を利用した使用貸借による利用権設定

(担当委員説明) 貸付人は 2 人ではありますが、地域集積案件とのことで 1 案件となっています。現地を確認したところ親子で農作業に従事されており、ほ場についても意欲的に活用していこうという姿勢のようです。

(議長) ありがとうございます。それでは 5 号－ 2 につきまして質疑をお受けします。

(委員) 今回公社を通して親から子へという流れが主ですが、協力金等についてはどうなっているのでしょうか？

(事務局) 今回申請は地域案件となっていますが、本地区は現在地域としての取組はまだありません。しかし産業部長さん等も活用を検討しているようなので話を進めていきたいと考えています。ここで一点補足ですが、今回案件は当初、地域集積が行われていない集落での親から子への移譲ということで個人案件での申請を考えていましたが、親子間は AtoA の取扱いとなり個人案件は使えないとの公社からの回答がありました。ただ、農地の集積において利用する制度の一本化や将来的に地域集積の見込がある集落であるという点により地域案件として取り扱うことになった次第です。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 5 号－ 2 についてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

## 議案第 5 号－ 3

(事務局説明) 議案第 5 号－ 3 について土地の表示、貸貸人・賃借人、住所・氏名・法令等説明。  
中間管理機構を利用した使用貸借による利用権設定

(担当委員説明) 今回案件も貸付人は二人で機構借受予定者は 1 人の AtoA がメインとなっています。本地区はすでに機構を活用した地域集積を行っており、そこに追加する形です。貸付人について集積当時はまだ検討したいとのことでしたが、今回加入を希望するということになりました。

(議長) ありがとうございます。それでは 5 号－ 3 につきまして質疑をお受けします。

(事務局) 補足します。今回は既に地域集積がなされている地域における追加の案件ということですが、協力金の追加交付に係る地域集積割合までは到達しないだろうと考えています。また、先ほどの案件と同じように AtoA は個人案件として使えないということですので、地域案件に含めるしかないということです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第 5 号－3 についてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

(議長) ありがとうございます。議案については以上です。